

京都市告示第 12 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、日本パナユーズ株式会社を京都市公金収納受託者として、京都市美術館の観覧料及び物品売払金の徴収並びに収納事務を委託します。

平成28年4月1日

京都市長 門川 大作
(美術館総務課)